

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPO みなまた



No.47 (2013年7月)



今日は入居者 K さんの92歳の誕生日です。

スタッフの大正琴の伴奏に合わせてみんなで歌のプレゼント。童謡や懐メロなど歌詞カードをみながら合唱しました。

「荒城の月」は得意の曲で、みなさん歌詞カードなしで熱唱。踊りの披露もあって素敵な誕生日になりました。

(グループホーム キトさん家)



発行：NPOみなまた 発行責任者：藤野 紘 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npo@minamata.org <http://minamata.org/>

題字：江口 睦美

(カット：くさのあき)

ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟について

弁護士 園田 昭人

2013年6月20日、48人の水俣病被害者が、熊本地方裁判所に、新たな訴訟（ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟）を起こしました。チッソ、国、熊本県に対し損害賠償を求める訴訟です。

ノーモア・ミナマタ第1次国賠訴訟は、多くの皆さまのご支援により、2011年3月、勝利和解により終了しました。

不知火患者会は、和解成立後も、全ての水俣病被害者の救済を目指して、水俣病被害者救済特別措置法による補償を求め申請する方々を支援する活動を続けてきました。



ところが、環境省、熊本県、鹿児島県は、①特措法の受付を締め切る、②不当な線引き等を行う、③不服申立を認めない、という不当な被害者切り捨てを行いました。

①についてですが、環境省は、被害者の反対にもかかわらず、昨年7月末で特措法の申請受付を締め切りました。不知火海沿岸住民の広範な健康調査が実施されないもとで、受付を締め切ってしまうと、多くの被害者が補償を受けられないまま放置されることになります。県外転出者のなかには、今でも特措法を知らない人が多くいます。不知火患者会は、環境省前で2週間にわたって反対の座り込み行動を行いました。それでも、環境省は締め切りを強行しました。

②についてですが、不知火海沿岸住民の広範な健康調査が実施されないもとで、地域と年代のみを理由に非該当にすれば、被害者が不当に切り捨てられるおそれがあります。どこまで汚染魚介類がいたのか、いつまでいたのか十分な調査もなされていません。にもかかわらず、入手が困難な資料を求め、それがなければ検診さえ受けられないとの扱いや、臍帯の有無等で差別するという扱いには、納得できないとの声が強くあがっています。

また、検診の際に血が出るほど突き刺す、数分の検診で所見なしとするなどの問題も生じています。

③についてですが、②で述べたような問題が発生しているにもかかわらず、環境省は、非該当とすることは行政処分ではないとの理由で、非該当者の異議申立を認めていません。該当の有無は、行政が一方的に判定していますし、該当すれば、補償が受けられますが、非該当となれば補償が受けられないの

ですから、不服申立を認めないのは不当です。新潟県では、不服申立を認めていますし、多くの行政法学者が、環境省の対応を批判しています。

本年4月16日、行政認定義務付訴訟の最高裁判決がありました。熊本県が棄却していた患者につき、最高裁は、認定すべきとの判決を言い渡しました。環境省は、この判決後も、認定基準を改めようとしていま

せん。不知火患者会は、本年6月6日の公害被害者総行動において環境省と交渉を行ったのですが、小林特殊疾病対策室長は、最高裁判決は認定制度の運用についても問題だとはしていない旨の驚くべき発言をしました。運用すら問題ないのなら、なぜ熊本県は敗訴したのでしょうか。

裁判しないで早期に補償を得られるのなら、裁判までする必要はありませんが、行政認定基準は改めない、特措法の不服申立も認めない、今後の受付も認めないというのでは、被害者としては、もはや裁判するしかありません。多くの被害者が、行政のこのような対応に強い不信感を持ち、失望し、もはや裁判しかない考えるのは当然なことといえます。

このような経過で、48人が新たに裁判することになったのです。裁判に加わりたい人は多数おられますので、今後追加提訴することになります。また、ノーモア・ミナマタ第1次国賠訴訟と同様に、近畿、東京でも提訴の予定であり、マンモス訴訟になると思われます。新潟でも、阿賀野患者会の皆さんが新たな提訴の準備を進めています。

弁護団に参加する弁護士は、58名です。弁護団としては、まず被害を受けたことを徹底して明らかにしたいと考えています。ノーモア・ミナマタ（公害根絶）のためには、全ての水俣病被害者の救済が必要です。私たちは、全ての水俣病被害者の救済を目指し、訴訟と運動を進めていく決意です。皆さまのご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。



ミナマタ現地調査のご案内

☆日 時：8月24日（土）～25日（日）

☆内 容：24日：天草での漁の見学、天草現地の暮らしと被害の実態を検証、夜はバーベキュー
25日：決起集会

☆参加費：資料代700円、交流会費2,500円、バス・海上タクシー代1,800円

☆主 催：ミナマタ現地調査実行委員会（問い合わせ先：0966-62-7502）

「生命よりカネ」を優先する原発再稼働には反対！

原発再稼働は許さない～九電申し入れ行動から

続 博治（原発なくそう！九州川内訴訟原告団事務局長）



法律上は、規制委員会が発足してから10ヵ月以内に施行することになっていましたが、電力会社の早期再稼働の圧力に屈して、1ヵ月近く前倒しして6月19日原発の新基準を決定しました。

7月8日新基準が施行されると同時に、北海道、関西、四国、九州の電力4社が5 原発10 基の再稼働を求め、申請。福島第1 原発事故は収束していないにもかかわらず、電力会社の利益が優先され、「生命よりカネ」で原発再稼働がごり押しされようとしています。

7月8日、川内原発を抱えている鹿児島県では、12時30分に九州電力鹿児島支店前に鹿児島県内と水俣の反原発・脱原発の市民団体14団体、50名が九電の「再稼働申請」に対する抗議行動を行いました。「再稼働申請をゆるさない！」「九電の安全性よりも採算性を優先する行動を糾弾する」など、厳しく抗議の声を上げました。

午後1時には九電の広報担当者に抗議文を読み上げて、各団体から手渡しました。14時から、「原発なくそう！九州川内訴訟」弁護団と原告団による「九州電力による川内原発の再稼働申請に強く抗議する声明」を県庁記者クラブにて会見を行いました。

再稼働に向けた動きに対しては、原発立地県において対応の違いが出てきています。

新潟の泉田県知事は「地元の不安が解消されない以上、再稼働は認めない」として「安全よりもカネを優先する」電力会社と厳しく立ち向っています。新潟県は福島第一原発事故を踏まえて、県独自に事故調査と原発の安全性を評価する専門委員会を設置してきています。かたや、再稼働は国や規制庁に丸投げする鹿児島県知事や川薩摩川内市長は、原発停止で地元経済が疲弊しているため「できるだけ早く再稼働してほしい」と強調しています。

川内原発1、2号機は「大きな活断層がない」との理由で、再稼働申請がなされました。

しかし、2013年2月1日、文部科学大臣を本部長とする政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は「（九州電力の活断層評価が）とにかくひどいものである」という委員の意見とともに、原発周辺の活断層のこれまでの評価を大幅に見直し、さらに調査を求める報告書を発表しました。

また、3月28日には、原子力規制委員会・火山影響評価ガイド（案）が発表されました。原発から半径160キロ内の活火山を対象とするもので、多くの活火山を有している鹿児島県で、かつ幾度も火砕流に襲われている川内原発が「立地不適」であることは明らかになってきています。



再稼働申請抗議行動
（7月8日九電鹿児島支店前）

4月30日に鹿児島県知事と九州電力に対して、(1)大地震について、(2)火砕流問題について(3)使用済み核燃料について、(4)温排水問題について、(5)防災計画について、(6)伊藤知事の責任、等、合計29項目の公開質問状」を提出しましたが、鹿児島県知事からの回答はありませんでした。九州電力は、6月26日に説明会の場が持たれましたが、活断層や火砕流等については新規制基準に添うように安全性に配慮してきているので、「安全性を大前提」に再稼働申請を行いたいと、これまでの回答と変わらない内容に終始していました。

今回の再稼働申請は、私たちを含む多数の県民、国民、さらに脱原発を願う世界の人々の切実な願いを踏みにじる、許し難い行為です。

川内原発訴訟原告は、現在2,000名弱(第3次提訴者まで)になってきています。次回第4次追加提訴は9月11日を予定しています。第4回口頭弁論期日は10月8日です。

ぜひ、多くの原告になっていただき、原発の再稼働阻止と原発を廃炉にする闘いを一緒に取り組んでいきましょう。

○「原発なくそう！九州川内訴訟」HP <http://no-sendaigenpatsu.a.la9.jp/index.html>

○かごしま「風船飛ばそう」プロジェクトHP <http://sendai-balloonpro.jimdo.com/>

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟 第1回期日に参加して

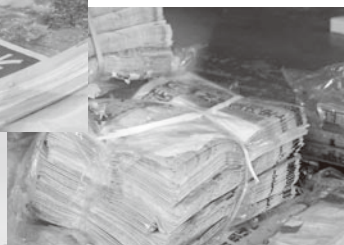
7月16日に行われた第1回期日を傍聴することができました。

3人の原告と4人の弁護士による意見陳述は、傍聴席からすすり泣きが漏れるほど胸に迫るものがありました。また、水俣病や玄海原発訴訟に取り組む弁護士の陳述は、説得力がありました。被告である国は、訴状で指摘された国の責任について認否をしていませんでしたが、裁判所は次回期日までに明確にするよう指導しました。法廷を原告側が圧倒し、国の責任逃れと引き延ばしを許さないという緊迫した状況の中での裁判所の判断でした。

ところで、15日から1日半かけて、被害地域の現地調査が行われました。JR福島駅から出発し、



福島第一原発まで10数キロのところまで、案内していただきました。中でも浪江町は、日中のみの立ち入りが許されているものの、ほぼ無



人の町でした。福島民報販売店には、大地震を伝える2011年3月12日の朝刊が山積みになったままでした。同様なことは、浪江駅の自転車置き場でもおきていました。住民のみなさんが、原発事故で追われるように避難せざるを得なかったことを雄弁に物語っていました。

生業や地域、何よりも人生そのものを奪われた被害者のみなさんと本当に連帯していかなければならないと決意を新たにした二日間でした。

NPO みなまた理事 中山 裕二



株主総会と原発再稼働

永野 隆文「グループ原発なしで暮らしたい・水俣」



「株主提案による第10号議案について賛成の方の挙手を求めます」という瓜生道明九電社長の声が会場に響く。30名位の手が挙がる。「反対の方の・・・」500名位が「反対!」と声を上げながら挙手。会社側の「赤字のため株主配当金はなしとする」などの説明、事前提出された質問や会場からの質問への答弁を経て、開始から3時間40分、九電消費者株主の会の7議案が次々に否決されていった。

その一つ、第10号議案は、定款に「川内原子力発電所近辺の活断層評価は大きく見直され、近い将来M7.5規模の大地震に襲われる可能性が否定できない。よって、川内原子力発電所の速やかな廃止措置を取ることにする。」を追加するというもの。私は次のように補足説明をした。

政府の地震調査委員会は2月1日、九電による川内原発近辺の活断層評価を大幅に見直す調査結果を発表。このことを、西日本新聞は、6月21日一面トップで報じた。見出しが「川内原発の九電断層評価を酷評」で、内容は「川内原発周辺の断層の存在を全く無視している」「誰が見ても明らかに活断層であると判断できるものが多数ある」など。地震の規模は断層の長さによって決まってくるが、問題は、九電が「甕島周辺の断層は短い2つであり、地震規模はM6.9とM6.8」としていた点で、同委員会がこの断層を一つとみなしたために、「想定される地震の規模はM7.5となりマグニチュードが0.6大きくなったために、8倍もの地震規模になる」ということ。「九電の想定では対応できないので川内原子力発電所を速やかに廃炉とする。」というのが私たちの提案であった。対して取締役会は、「川内原発が十分な耐震安全性を有することを、これまで実施した耐震安全評価やストレステストにおいても確認していることから、今回の地震調査会の評価は再考に値しない」と譲らなかった。

株主総会で九電は、原発推進を強調した。事故の収束は程遠く、また被害の拡大が予想されているにもかかわらず、何事もなかったかのように、国や電力会社は、再稼働に向かって準備を進めている。

かつて川内では、建設構想の段階から今日に至るまで、「命より金」、金と国の権力を利用しながら、住民を分断し、原発を推進、全国どこの原発立地地域でも同じことが行われた。そして、「命より金」の考え方は、2011年3月の福島原発の事故以降も変わっていない。被害についての想像力を持ち、危険極まりない原発から今すぐ撤退することを望む。そして、暮らしの中のエネルギー消費を少しでも減らすことを提案したい。

7月8日、新基準に基づき、九電は再稼働を申請した。川内原発再稼働反対の意思表示を続けたい。私たちは、推進する人たちと運命共同体になるつもりはない。私たちには、原発に左右されない、未来を生きる権利がある。



総会前の集会

毎年恒例の地区の夏祭りが行われ、今年も入居者のみなさんと参加しました。体調の悪い方もおらず、全員で参加することができました。当日は、少し蒸し暑く汗ばむ陽気でしたが、五つ太鼓の力強い音に合わせ、手拍子をしたり、リズムを取ったり。また、「悲しき口笛」など馴染みの曲が流れると、口ずさみ、手を上げ、踊ったりされていました。

餅投げでは、目の前に落ちると慣れた手つきで素早く取られ、“まだまだ若いものには、負けないよ”とでも言いたげな感じでした。皆様、元気に夏祭りを楽しまれていました。

スタッフも『恋のフーガ』を披露させていただき、入居者の方からは、“上手やったど！”と。練習の成果でしょうか？！。

これからも、利用者様が笑顔で生き活きと楽しく過ごせるように、日々のケアに努めていきたいと思っています。

グループホーム三郎の家 林田 洋介（介護福祉士）



第13回 NPO みなまた定期総会

6月29日、定期総会を開催し、2012年度の活動報告、新年度の方針について討議しました。2012年度も水俣病被害者救済のたたかいを支援してきました。また、介護事業では、厳しい情勢の中、職員の奮闘とご家族のご協力により一定の役割を果たすことができました。しかし同時に、2003年8月開設以来、通所介護を中心に活動してきた「のがわの家」を閉鎖するという残念な事態にもなりました。法人の資金力と地域のニーズから、これ以上の継続は法人全体の事業に極めて重大な影響を及ぼすと判断したためです。今後は、のがわの家が果たしてきた役割をさらに発展させていきたいと思っています。

2013年度の活動方針

1. 水俣病および環境問題

・水俣病解決のための取り組み

ノーモア・ミナマタ第2次国賠等訴訟など、引き続き被害者のたたかいを支援し、被害の全容解明、及び加害企業チッソの責任、国及び熊本県の責任をあいまいにすることなく問題解決を迫る流れを作っていく活動を行います。

・水俣病実態調査、水俣病に関する医学研究

国や県に対して、八代海沿岸地域の健康・環境実態調査を進めていくように、引き続き要求していきます。また、同時に水俣病に関する医学研究を進めていきます。

・水俣病や原発に関する情報提供を積極的に行っていきます

・原発事故後の放射線問題

原発事故後の放射線問題について、東日本の人々と協力しながら、実際の被曝対策を行っています。また、川内原発の運転差し止め訴訟に積極的に取り組んでいます。

・被害地域のまちづくり再生の課題に積極的にかかわっていきます

2. 介護事業

・人権・「安心」・「共生」の基本理念に基づいたケアを進めます。

・職員の待遇改善について引き続き努力し、働きやすい職場作りを職員と共に進めます。

・外部の研修や法人主催の学習会の開催など、系統的教育システム作りを進めます。

・のがわの家の活動に替わる新たな取り組みを模索します。

“水俣特産「芋焼酎 水俣あかり」、ご愛飲ください”

水俣市は、環境のまちづくりに力を入れており、日本で唯一の環境首都にも選ばれました。市では環境における様々な施策を進めるなか「環境にやさしい暮らし円卓会議」という市民参画の組織でも活動を進めてきました。この円卓会議は、まちづくり団体、生産者、事業者、行政等の多様なメンバーで構成され、環境を切り口に「食と農」をテーマに話し合いを進めてきました。その一つに市内の休耕地を活用した水俣産の材料（芋と米）で地産地消及び特産品の開発を行い、ひいては地域の活性化とイメージアップを図ることを目的として、オリジナル焼酎づくりに着手しました。初めてでたく水俣特産「芋焼酎 水俣あかり」が誕生しました。



使うとらん休耕地ば活用したかね。カライモ（さつま芋）栽培ならどげんかなるばい。売るためには加工せんばね。なら焼酎が良かばい。阿久根に良か蔵のあるばい。麴の米は久木野ん棚田米にしよい。ビン（容器）はRビンにしよい。名前とラベルのデザインも公募しよい。こうして、水俣の材料で焼酎を作りました。水俣の風景や人々を思い、ご愛飲下さいませ。

原料芋：コガネセンガン（農薬は不使用）下田国義＋ボランティア。**原料米：**レイホウ 鶴田 等。**銘柄考案：**山口詠子（271点より）。**ラベルデザイン：**堀江豊（143点より）。**焼酎製造：**大石酒造。**企画：**水俣特産焼酎づくり実行委員会 代表 沢畑亨。



文責：環境にやさしい暮らし円卓会議「食と農作業部会」
「水俣特産焼酎づくり実行委員会事務局」
水俣市環境モデル都市推進課 大崎伸也

☆☆よろしくお願ひします☆☆



3月からお世話になっていま
す。未経験でこの世界に飛び込
み、スタッフの方々にご迷惑を
かける毎日ですが、一日も早く
仕事を覚え、少しでも利用者様の力になれるよ
う頑張ります。

三郎の家 塘 愛



入職して4ヶ月になります。グループホームは小規模施設であるが故、緻密なケアが求められます。苦労もありますが、新しい発見や勉強をさせていただくことの多い毎日です。

笑顔で穏やかな生活支援ができますよう努めてまいります。

三郎の家 田代 妃登美（介護福祉士）

編集後記

参議院選挙が終わりました。その翌日、東京電力は福島第一原発事故による高濃度の汚染水が海に流れ出ていたことを正式に認めました。これで日本のみならず世界中の人たちへの影響が明らかになりました。益々、「即時原発ゼロ」のたたかいを強めていきましょう。